

福島県学校生活協同組合の事業利用に関する規則

(目的)

第1条 福島県学校生活協同組合の事業を利用することに関して以下のとおり定める。

(利用できる事業の範囲)

第2条 組合員は、原則として全ての事業を利用することができる。

(支払方法)

第3条 利用代金の支払方法は、学校生協が定める方法とする。

(支払回数)

第4条 支払回数の上限は、学校生協が事業ごとに定めた支払回数とする。

(分割手数料)

第5条 分割手数料の料率は、学校生協が事業ごとに定めた料率とする。

(換金、転売等の目的外利用の禁止)

第6条 組合員は、換金や転売等の学校生協事業の本来の目的から逸脱する不正又は不当な利用を行ってはならない。

(支払義務)

第7条 組合員は、利用代金を遅滞なく支払う義務を負うものとし、所定の期日を越えて入金されないときには、学校生協が代金の入金を確認するまで、事業利用の停止措置をとっても一切異議を述べない。

- 2 ガソリン給油カードの利用については、支払期日を越えて入金されないときには、ガソリン給油カードの利用を停止されても一切異議を述べない。
- 3 利用代金が支払期日を越えて入金されないときには、次回請求時より所定の遅延損害金を加算することができる。
- 4 団体扱い保険料が、所定の期日を含めて2ヶ月にわたってなお入金されないときには、団体保険取扱の解除手続きを行うことができる。

(期限の利益の喪失)

第8条 組合員が故意に利用代金の支払いを怠った場合には、学校生協からの通知・催告の後、当然期限の利益を失い、直ちに残金を一括して支払わなければならない。

(所有権の留保)

第9条 組合員が利用代金の支払いを完了するまでは、当該商品等の所有権は学校生協に留保される。

(事業の利用停止)

第10条 本規則の定め違反する行為がなされた場合は、組合員に通知することなく直ちに事業の利用を停止することができる。

(事業の利用停止の解除)

第11条 本規則第10条に抵触する事由が解消したとき及び組合員が債務を完遂したときは、諸般の事情を検討した上で、事業の利用の停止を解除することができる。

(請求金額の確認)

第12条 組合員は、学校生協が毎月発行する「通知書」にて請求金額の確認を行う。

2 組合員は、「通知書」に疑義のある場合は遅滞なく学校生協に申し出る。

(再請求手数料)

第13条 学校生協は再請求のための事務手数料を加算することができる。

2 前項に定める手数料は、再請求をする都度に加算される。

(遅延損害金)

第14条 本規則第7条(支払義務)第3項に定める遅延損害金の率は、年率14.6%を上限として適用することができる。

(組合員資格喪失時の支払方法)

第15条 組合員が学校生協を脱退する場合は、利用代金の残額を直ちに一括して清算しなければならない。

(連帯保証人及び返済計画書)

第16条 本規則第7条が履行できないと学校生協が判断したときは、当該組合員は支払いの債務を保証する連帯保証人と連署の返済計画書を提出しなければならない。

(除名)

第17条 この規則にもかかわらず支払い義務の不履行が認められる場合には、総代会の議決によって除名することができる。

(協議解決)

第18条 この規則に関し、適用上の疑義が生じ、また定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図る。

(本規則の変更)

第19条 事業の円滑実施のため必要がある場合には、この規則を変更することができる。

2 この規則を変更する場合は、組合員に周知する。

3 この規則の改廃は、理事会の決議にて行う。

(周知)

第20条 この規則は、次に定める方法を適宜活用して周知する。

(1) 組合員への配付(機関紙等)

(2) ホームページへの記載

(3) 事務所での掲示

(4) その他の学校生協が定める適切な方法

(合意管轄)

第21条 この規則に関わる一切の訴訟については、福島地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

附則

この規則は、2020年1月1日から施行する。

福島県学校生活協同組合 共同購入事業約款

(目的)

第1条 この約款は、福島県学校生活協同組合（以下、「学校生協」といいます）の共同購入事業の利用（代金等の支払いを含む）に関するルールについて定める。

(事業の内容)

- 第2条 共同購入事業とは、商品チラシ及びカタログ（Web上の表示も含む）並びに注文書（以下、「商品チラシ等」という）により提供された商品情報を基に、注文に応じて商品及びチケット等の証票類（以下「商品等」といいます）を供給することをいう。
- 2 災害、極度の悪天候、予期せぬ交通事情のトラブル、事故、戦争・地域紛争、テロ、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置その他の事由により共同購入事業のサービスの全部または一部の提供を停止することがある。この場合、既に受注した商品等の提供に関わる部分を除き、共同購入事業のサービスの提供の停止について、学校生協は責任を負わないものとする。
 - 3 組合員が共同購入事業を6カ月間以上注文しなかった場合、または、組合員から共同購入事業の商品チラシ等のお届け停止を希望する旨のお申し出があった場合は、学校生協は商品チラシ等のお届けを停止することができる。

(利用)

- 第3条 組合員は、本約款及び関連規程の定めに従って、前条に定める共同購入事業のサービスを利用することができる。
- 2 組合員は、別途の登録を行ったうえで、所定のWEBページにメールアドレス、パスワード等の必要事項を入力し、送信することにより、WEB注文システムを利用すること
 - 3 WEB注文システムの利用に関わるルールは、この約款のほか別途に定めるところによる。
 - 4 組合員は、氏名・住所・お届け先・電話番号・振替口座等の事項を変更する必要がある場合、変更の内容を遅滞なく学校生協に届け出るものとする。

(商品等の注文)

- 第4条 商品等の注文は、次に定める中から組合員が選択した方法によって行うものとする。
- ① 郵送による注文書の提出。
 - ② 電話による注文。
 - ③ FAXによる注文。
 - ④ WEB注文システムを利用したインターネット注文。
 - ⑤ 電子メールによる注文。
- 2 商品等の注文をいただいた場合、前項に定める注文方法ごとに次の時点で学校生協が注文を承諾したものとし、売買契約が成立するものとする。
- ① 郵送による注文書の場合は、学校生協が注文書を受領した時。
 - ② 電話による注文の場合は、注文を受けた電話の通話が終了した時。
 - ③ FAXによる注文の場合は、注文書を学校生協が受信した時。
 - ④ WEB注文システムを利用したインターネット注文の場合は、注文データを学校生協が受信した時。
 - ⑤ 電子メールによる注文の場合は、学校生協が電子メールを受信した時。
- 3 次の場合は組合員本人による注文があったとみなす。
- ① 組合員の氏名及び組合員番号が記載された注文書が郵送により提出された場合。
 - ② 学校生協が定めた方法により組合員本人であると確認した上で、電話による注文を受けた場合。
 - ③ 組合員の氏名及び組合員番号を記載した注文書面をFAXで受信した場合。
 - ④ 組合員に交付したID・パスワードによる認証を経たインターネット注文データを、学校生協が受信した場合。
 - ⑤ 組合員の氏名及び組合員番号の記載がある電子メールでの注文を学校生協が受信した場合。
- 4 組合員は、注文後3日以内であれば注文をキャンセルすることができます。3日経過以降に注文をキャンセルする場合は、別途学校生協と相談するものとする。
- 5 各方法による注文の締切時期など取扱いの詳細は学校生協が別途に定める。

(利用制限)

- 第5条 転売、賃貸、質入れ及び商行為を目的とした商品等の購入は一切できません。
- 2 次の場合、電話等による確認・数量減等の要請・注文時または配達時の支払いの要請・売買契約の解除などの対応を任意に行うことができるものとする。
 - ① 1カ月間の注文金額が、次項に規定する利用金額の限度を超えることとなる注文を受けた場合。
 - ② 受けた注文の数量・金額が一般家庭での利用限度を超えると生協が判断した場合。

(利用停止)

第6条 利用停止とは、共同購入事業の商品チラシ等の配付、注文の受付、商品等のお届けを停止することを意味する。

- 2 共同購入事業の利用停止を希望する組合員は学校生協に連絡するものとし、学校生協はお申し出に従って利用停止を行う。
- 3 次の場合には、組合員からのお申し出がなくても学校生協側から任意に利用停止を行うことができるものとする。また、学校生協が必要と認めるときは、既に受けた注文に関して売買契約を任意に解除することができるものとする。
 - ① 転売、賃貸、質入れ及び商行為を目的とした商品等の購入を行っていたことが判明した場合。
 - ② 正当な理由なく繰り返して大量に返品を行った場合。
 - ③ 未成年や高齢者である組合員から、商品等の種類・数量・金額等に関して適当でない注文が行われている等の理由に基づき、法定代理人、ご家族や行政担当者によるお申し出があった場合。
 - ④ 利用者と口座名義人が異なる場合に口座名義人から引落とし停止のお申し出があり、利用者に連絡しても連絡がつかない場合や登録口座やお支払方法を変更しただけなかった場合。
 - ⑤ 商品等の代金等が所定の期日を越えて入金されない場合。
 - ⑥ 組合員本人又はご家族が過去に利用代金等の支払いを怠ったことがある場合など、代金等のお支払いに不安があると学校生協が判断した場合。
 - ⑦ この約款等に定める学校生協の共同購入事業のサービスの利用条件に合わず、円滑な共同購入事業のサービス利用が困難と想定されると学校生協が判断した場合。
 - ⑧ 過剰な要求など学校生協とのトラブルが多い場合、その他共同購入事業のサービスの円滑な提供に支障が想定されると学校生協が判断した場合。

(商品等のお届け)

第7条 商品等の配達場所は、「所属配達」「自宅配達」「指定先配達」の3通り。

- 2 学校生協は、配達場所に依じて、別途に定める送料を申し受けます。
- 3 所属配達の場合は、各所属先が商品等を受領した時に、引渡し完了し所有権が移転するものとする。
- 4 自宅配達の場合は、各組合員が商品等を受領した時、指定先配達の場合は、各指定先が商品等を受領した時に、引渡し完了し所有権が移転するものとする。

(商品等のお届けができない場合)

第8条 災害、極度の悪天候、予期せぬ交通事情のトラブル、事故、戦争・地域紛争、テロ、争議行為、感染症、システムトラブル、停電、行政庁の処分・指導等の措置、輸出入の際の港湾作業の遅延、製造者・生産者の事情による生産遅延・数量不足、注文の著しい増加その他の事由によって注文通りの商品等のお届けができない場合がある。

- 2 第1項の場合、学校生協の任意の判断により、お届け日やお届け方法の変更、お届けの中止、お届け分量の削減、学校生協の定めたルールによる代替品の提供によって対応することができるものとします。これらの事情については、原則としてお届け明細書、電話・FAX、電子メール等の電磁的方法によりお知らせするものとし、代金等の返金等が発生する場合は、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により行う。
- 3 第2項の対応のうち、代替品の提供について事前にご同意いただいていない場合、組合員は、学校生協による代替品の提供から1週間以内に代替品を返品することができません。この場合、注文した商品等は提供できなかったものとして、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を行う。
- 4 第1項・第2項・第3項による対応について、学校生協は原則として第2項・第3項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(お届けした商品等に問題がある場合)

第9条 「お届けした商品等が不良品である場合」「注文と相違している場合」「商品チラシ等と相違している場合」は、交換または返品によって対応する。返品の場合は、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を行う。

- 2 第1項以外の場合でも、特定の時期に届かなければ著しく価値が低下する商品等について、納品が予定の時期より遅れた場合には、組合員は売買契約を解消し、学校生協からの連絡に沿って返品を行うことによって、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を受けることができる。
- 3 第1項・第2項による対応について、学校生協は商品等により組合員に直接かつ現実に発生した損害がある場合を除き、第1項・第2項に定める返金等の他に責任を負わないものとします。

(組合員の都合による返品)

第10条 第9条に定める場合を除き、次に掲げる商品等については返品することができない。

- ① 食品
 - ② 書籍、CD、DVD等の著作物
 - ③ カレンダー
 - ④ 植物、植物の種
 - ⑤ ペットフード
 - ⑥ 医薬品、化粧品、衛生用品
 - ⑦ チケット類
 - ⑧ 複数の物品を一括して供給するセット商品等の一部。(セット商品等全体を返品する場合は含みません)
 - ⑨ 組合員の指定により製作・加工・名入れした商品等。
 - ⑩ 組合員がサイズを指定し加工した商品等。
- 2 第9条に定める場合のほか、組合員は、第1項以外の商品等については、未開封かつ利用者によるキズ等がない場合に限り、お届け日から8日以内に学校生協に連絡することにより、返品することができる。
- 3 第1項・第2項によれば返品ができない場合であっても、やむを得ない事情があると学校生協が認めたときには、返品を受け付ける場合があります。
- 4 第1項・第2項・第3項により返品を受け付けた場合、原則として代金等からの減額若しくは組合員の指定する口座への振込により代金等の返金等を行う。

(請求書)

第11条 請求書の金額その他の項目に疑義がある場合、期限までに支払いができない場合には、組合員はあらかじめ学校生協に連絡し、支払方法等を含む以後の対応について協議するものとする。

(利用代金等・遅延損害金等の支払方法)

第12条 学校生協が別途に定める「組合員の事業利用と利用代金支払いに関する規則」によるものとする。

(協議解決)

第13条 この約款及び関連する規程等に関し、適用上の疑義が生じ、または定めのない事項に関する問題が生じた場合は、組合員と学校生協が双方誠意をもって話し合い、相互に協力、理解して問題解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第14条 組合員と学校生協との間で裁判上の争いになったときは、学校生協の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(約款の変更)

第15条 学校生協は、共同購入事業のサービスの充実・合理化、組合員の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他共同購入事業の円滑な実施のため必要がある場合に、この約款を変更することができる。

- 2 第1項の場合、学校生協は、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容および変更の効力発生日について、変更の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、組合員への周知を図る。
- ① 組合員への配付(機関紙等)
 - ② ホームページへの記載
 - ③ 事務所での掲示
 - ④ その他の学校生協が定める適切な方法

附 則

(施行期日)

この約款は、2019年10月24日制定とし、2020年1月1日から施行する。